

ダイワファンドラップオンラインサービス約款（個人用）

大和証券株式会社

第1章 総 則

（約款の趣旨）

第1条 この約款は、大和証券株式会社（以下、「当社」といいます。）が第2章所定のダイワファンドラップオンラインのサービス（以下、「本サービス」といいます。）をお客様（以下、「申込者」といいます。）にインターネットを利用して提供することに関し、申込者と当社との間で本サービスの内容及びこれに関連する事項を定めるものです。

（本サービスの申込み）

第2条 申込者は、大和証券総合取引約款（以下、「総合取引約款」といいます。）及びこの約款に定めるすべての事項を承諾し、自らの判断と責任において本サービスの申込みを行うものとします。

2. 申込者は、当該申込者においてオンライントレード内でダイワファンドラップオンライン投資一任契約書（以下、「本契約書」といいます。）及び当社が必要と認めるすべての書類に必要事項を入力し、本サービスの申込みを行うものとします。

3. 本サービスは、次の各号のすべてが充足され、かつ前項の申込みに対し当社が承諾した場合に、提供されるものとします。

- (1) 主口座（申込者が当社に開設されている総合取引口座であり、契約資産（この約款に基づく運用サービスの利用を目的とした申込者からの預り資産をいいます。）をお預かりし、また契約資産への振替を行う金銭を保管する口座をいいます。）において当社にお届いただいた暗証番号等と、本サービス申込みの際に入力された暗証番号等が同一のものであること。
- (2) 申込者が取扱店の如何を問わず、当社との間で他に本サービスに関する契約を締結していないこと。
- (3) 申込者が日本国内に居住されている個人の方であること。
- (4) 申込者が成年者であること。
- (5) 申込者が総合取引約款第8章に定める証券総合サービス（以下、「証券総合サービス」といいます。）の利用を申込んでいること。
- (6) 申込者が主口座においてオンライントレードの利用申込みを完了していること。
- (7) 申込者が主口座において取引報告書等の電磁的方法による交付に係る取扱規定に基づき「報告書等電子交付の一括申込み」を申込まれていること。

4. 申込者からの本サービスに関する契約終了の申出により、本契約が終了した後、当該申込者からなされた再度の本サービスの申込みについては、当社は、当社が別途定める一定期間、これをお断りすることができるものとします。

（法令等の遵守）

第3条 本サービスの利用及び取扱いにあたって、申込者及び当社は、諸法令並びに日本証券業協会及び金融商品取引所の諸規則を遵守するものとします。

第2章 本サービス

（本サービスの利用）

第4条 当社は、この章に定める本サービスを申込者に対し提供します。

2. 申込者は、当社との間で本契約書を締結し、本契約書及びこれに関連して当社が申込者に電子交付する各種書面に定める報酬を支払うことで、本契約書に規定する投資運用サービスを利用することができます。

3. 当社は、本サービスの内容を、その判断により随時変更することができます。

（金銭の繰入）

第5条 申込者による本サービスの契約資産への金銭の繰入は、当社が定める日に、主口座内での金銭から契約資産への振替により行われるものとします。

（有価証券の管理）

第6条 申込者が本サービスにおいて第4条第2項に定める投資運用サービスの提供を受けるにあたり、当社は、当該申込者との間で締結した投資一任契約に基づき取得した有価証券を総合取引約款第3章振替決済取引に定める方法により管理するものとします。

（契約資産の返還）

第7条 当社は、本サービスについて申込者より投資一任契約を終了し又は同契約上の契約金額を減額する旨の申出を受けた場合における契約資産の返還は、当社が法令上の要請などに照らし換金しないままでの返還が必要又は適切と認める場合を除き、金銭にて行うものとします。

（ダイワファンドラップオンラインWebサービス）

第8条 当社は、申込者に対してオンライントレードに加えて、インターネットを利用した本サービスにおける契約内容の変更、残高情

報、有価証券等の取引経過、その他当社が定める事項に関する情報提供（この約款において「ダイワファンドラップオンラインWebサービス」と総称します。）を提供します。

2. 次に掲げる各事項のいずれかに該当する場合、ダイワファンドラップオンラインWebサービスの提供は終了するものとします。

- (1) 本サービスが解約された場合。
- (2) 申込者が主口座においてオンライントレードの利用を停止した場合。
- (3) 前2号のほか、やむを得ない事由により、当社がダイワファンドラップオンラインWebサービスの提供を相当でないかと判断した場合。

（電子交付サービス）

第9条 本サービスにおける金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、金融商品取引業等に関する内閣府令、各金融商品取引所受託契約準則、日本証券業協会関係諸規則等において規定されている書面、及び当社が提供するその他の報告書等のうち、当社が定め、ダイワファンドラップオンラインWebサービス認証内画面上に掲げる書面について、ダイワファンドラップオンラインWebサービス上で電子交付を行います。

2. 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、本サービスにおける電子交付は終了するものとします。その際、当社は申込者から電子交付を行った記載事項を消去する指図があったものとみなし、消去する場合があります。

- (1) 申込者が主口座において「報告書等電子交付の一括申込み」の利用中止の申出をされた場合。
- (2) 申込者が主口座においてオンライントレードの利用を停止した場合。
- (3) 本サービスが解約された場合。
- (4) 次に掲げるいずれかの事由又はその他のやむを得ない事由による場合。
 - イ) 申込者が当社への届出事項等につき虚偽の届出を行っていたことが判明した場合。
 - ロ) 申込者がこの約款の規定に違反した場合。
 - ハ) 申込者が電子交付による記載事項の閲覧ができない状況であると当社が判断した場合。
- (5) 上記のほか、申込者による電子交付の利用が不相当であると当社が判断した場合。

（ダイワファンドラップオンライン特定口座サービス）

第10条 当社は、申込者が当社に設定する租税特別措置法第37条の11の3第1項及び第2項に規定する特定口座（以下、「特定口座」といいます。）において、本サービスにおいて保有する上場株式等残高を特定口座の対象とするサービス（以上を総称して「ダイワファンドラップオンライン特定口座サービス」といいます。）を提供します。

2. 特定口座に関するお取引は、関係法令等及びこの約款に定めがある場合を除き、特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引等約款等他の約款の定めるところによるものとします。

3. 申込者が特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引等約款に基づき、当社に対し、主口座において特定口座開設届出書を提出し、特定口座を開設している場合に限り、ダイワファンドラップオンライン特定口座サービスを利用することができます。

4. 特定口座に係る源泉徴収・還付を行う場合、当社が別途定める方法により計算を行い、主口座から源泉徴収・還付を行います。

5. 本サービスにおける上場株式等の譲渡による所得区分については、雑所得として取り扱うものとし、ダイワファンドラップオンライン・フィー（投資顧問料、取引等管理手数料）については、特定口座における所得金額の計算において、関係法令等に定める取得費等の算入を行います。

6. 次の各号のいずれかに該当したときは、ダイワファンドラップオンライン特定口座サービスの提供を終了します。

- (1) 申込者が本サービスに関する投資一任契約の終了を申出たとき。
- (2) 申込者が当社に対して特定口座廃止届出書を提出したとき。
- (3) 関係法令等に規定する特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき。
- (4) 特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき。
- (5) 前各号のほか、ダイワファンドラップオンライン特定口座サービスを終了することが適当と認められる事由に該当したとき、又は、やむを得ない事由により当社が申込者に対しダイワファンドラップオンライン特定口座サービス終了の申出をしたとき。

（その他付随サービス）

第11条 申込者は、当社が本サービス契約顧客のために定める付随サービスの提供を受けることができます。ただし、当社は、当該サービスの内容を随時変更することができるものとします。また当社は、当社の判断で随時当該サービスの提供を停止することができる

ものとします。

第3章 遵守事項

(禁止事項)

第12条 申込者は、次に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1) 取扱店の如何を問わず、複数の本サービスを申込みすること。
- (2) 申込者と異なる名義で本サービスを申込みすること。
- (3) 法令及び公序良俗に反する目的をもって、本サービスを申込み又は利用すること。

第4章 終了

(終了)

第13条 次に掲げる事項のいずれかに該当し、かつ、当該申込者との間で締結された投資一任契約が終了した場合には、当社は、当社が合理的と判断した時期をもって本サービスを終了することができるものとします。

- (1) 申込者が本サービスに関する投資一任契約の終了を申出た場合。
 - (2) 申込者が本サービス申込時に提出した申込書その他の必要書類に虚偽の記載があることが当社において判明した場合。
 - (3) 申込者が死亡した場合。
 - (4) 申込者がこの約款に違反した場合。
 - (5) 申込者が日本の非居住者となった場合。
 - (6) 申込者が第8条第2項に定めるダイワファンクラブオンラインWebサービスの終了の条件に該当した場合。
 - (7) 申込者が第9条第2項に定める電子交付の終了の条件に該当した場合。
 - (8) 申込者が反社会的勢力であると当社が判断した場合。
 - (9) やむを得ない事由により当社が終了を申入れた場合。
2. 前項の場合において、当社は、申込者から別途の申込みを受けることなく、原則として本サービスで保有する有価証券のすべてを換金し、本サービスを終了するものとします。

(届出事項の変更等)

第14条 申込者は、当社への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく当社所定の手続きにより届け出なければならないものとします。

2. 当社は、前項に定める届出がなされる前に、申込者に届出事項の変更起因する損害が発生した場合には、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

第5章 雑則

(免責)

第15条 当社の故意又は重大な過失により生じた損害を除き、当社がこの約款又は本契約書に反する行為を行った結果申込者に生じた損害について、当社は、当社が申込者から過去1年間に受領したダイワファンクラブオンライン・フィーの額を限度として、責任を負うものとします。

2. 当社は、申込者がこの約款又は本契約書に反する行為を行った結果申込者に生じた損害について、その責を負わないものとします。

(通知の効力)

第16条 当社による申込者の届出住所にあてた、本サービスに関する諸通知が、転居、不在その他の当社の責によらない事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、当社は、当該諸通知を通常到着すべき時に到着したものと取り扱うことができるものとします。

(準拠法・専属管轄)

第17条 この約款に関する準拠法は、日本法とします。この約款に関し、申込者と当社との間で生じるすべての訴訟については、当社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(他の規定、約款の適用)

第18条 この約款に定めのない事項については、総合取引約款及び本契約書によるものとし、総合取引約款及び本契約書が変更されたときは、その内容に応じて取り扱うものとします。

(約款の変更)

第19条 この約款は、法令の変更、日本証券業協会、金融商品取引所の諸規則及びガイドライン等の変更並びに監督官庁の指示その他の事由により当社が必要又は適切と認めるときは、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。

附則

この約款は、2025年6月30日より適用されます。

ダイワファンドラップオンラインサービス約款（法人用）

大和証券株式会社

第1章 総 則

（約款の趣旨）

第1条 この約款は、大和証券株式会社（以下、「当社」といいます。）が第2章所定のダイワファンドラップオンラインサービスのサービス（以下、「本サービス」といいます。）をお客様（以下、「申込者」といいます。）にインターネットを利用して提供することに関し、申込者と当社との間で本サービスの内容及びこれに関連する事項を定めるものです。

（本サービスの申込み）

第2条 申込者は、大和証券保護預り・振替決済口座管理約款及び大和証券積立投資約款（以下、「第2条第1項に定める約款」といいます。）及びこの約款に定めるすべての事項を承諾し、自らの判断と責任において本サービスの申込みを行うものとします。

2. 申込者は、当該申込者においてオンライントレード内でダイワファンドラップオンライン投資一任契約書（以下、「本契約書」といいます。）及び当社が必要と認めるすべての書類に必要事項を入力し、本サービスの申込みを行うものとします。

3. 本サービスは、次の各号のすべてが充足され、かつ前項の申込みに対し当社が承諾した場合に、提供されるものとします。

- (1) 主口座（申込者が当社に開設されている保護預り口座であり、契約資産〔この約款に基づく運用サービスの利用を目的とした申込者からの預り資産をいいます。〕をお預かりし、また契約資産への振替を行う金銭を保管する口座をいいます。）において当社にお届出いただいている暗証番号等と、本サービス申込みの際に入力された暗証番号等が同一のものであること。
- (2) 申込者が取扱店の如何を問わず、当社との間で他に本サービスに関する契約を締結していないこと。
- (3) 申込者が日本国内に本店を登記している法人の方であること。
- (4) 申込者が主口座においてオンライントレードの利用申込みを完了していること。
- (5) 申込者が主口座において取引報告書等の電磁的方法による交付に係る取扱規定に基づき「報告書等電子交付の一括申込み」を申込みされていること。

4. 申込者からの本サービスに関する契約終了の申出により、本契約が終了した後、当該申込者からなされた再度の本サービスの申込みについては、当社は、当社が別途定める一定期間、これをお断りすることができるものとします。

（法令等の遵守）

第3条 本サービスの利用及び取扱いにあたって、申込者及び当社は、諸法令並びに日本証券業協会及び金融商品取引所の諸規則を遵守するものとします。

第2章 本サービス

（本サービスの利用）

第4条 当社は、この章に定める本サービスを申込者に対し提供します。

2. 申込者は、当社との間で本契約書を締結し、本契約書及びこれに関連して当社が申込者に電子交付する各種書面に定める報酬を支払うことで、本契約書に規定する投資運用サービスを利用することができます。

3. 当社は、本サービスの内容を、その判断により随時変更することができます。

（金銭の繰入）

第5条 申込者による本サービスの契約資産への金銭の繰入は、当社が定める日に、主口座内での金銭から契約資産への振替により行われるものとします。

（有価証券の管理）

第6条 申込者が本サービスにおいて第4条第2項に定める投資運用サービスの提供を受けるにあたり、当社は、当該申込者との間で締結した投資一任契約に基づき取得した有価証券を大和証券保護預り・振替決済口座管理約款に定める方法により管理するものとします。

（契約資産の返還）

第7条 当社は、本サービスについて申込者より投資一任契約を終了し又は同契約上の契約金額を減額する旨の申出を受けた場合における契約資産の返還は、当社が法令上の要請などに照らし換金しないままでの返還が必要又は適切と認める場合を除き、金銭にて行うものとします。

（ダイワファンドラップオンラインWebサービス）

第8条 当社は、申込者に対してオンライントレードに加えて、インターネットを利用した本サービスにおける契約内容の変更、残高情報、有価証券等の取引経過、その他当社が定める事項に関する情報提供（この約款において「ダイワファンドラップオンラインWeb

サービス」と総称します。）を提供します。

2. 次に掲げる各事項のいずれかに該当する場合、ダイワファンドラップオンラインWebサービスの提供は終了するものとします。

- (1) 本サービスが解約された場合。
- (2) 申込者が主口座においてオンライントレードの利用を停止した場合。
- (3) 前2号のほか、やむを得ない事由により、当社がダイワファンドラップオンラインWebサービスの提供を相当でない判断した場合。

（電子交付サービス）

第9条 本サービスにおける金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、金融商品取引業等に関する内閣府令、各金融商品取引所受託契約準則、日本証券業協会関係諸規則等において規定されている書面、及び当社が提供するその他の報告書等のうち、当社が定め、ダイワファンドラップオンラインWebサービス認証内画面上に掲げる書面について、ダイワファンドラップオンラインWebサービス上で電子交付を行います。

2. 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、本サービスにおける電子交付は終了するものとします。その際、当社は申込者から電子交付を行った記載事項を消去する指図があったものとみなし、消去する場合があります。

- (1) 申込者が主口座において「報告書等電子交付の一括申込み」の利用中止の申出をされた場合。
- (2) 申込者が主口座においてオンライントレードの利用を停止した場合。
- (3) 本サービスが解約された場合。
- (4) 次に掲げるいずれかの事由又はその他のやむを得ない事由による場合。
 - イ 申込者が当社への届出事項等につき虚偽の届出を行っていたことが判明した場合。
 - ロ 申込者がこの約款の規定に違反した場合。
 - ハ 申込者が電子交付による記載事項の閲覧ができない状況であると当社が判断した場合。
 - ニ 上記のほか、申込者による電子交付の利用が不相当であると当社が判断した場合。

（その他付随サービス）

第10条 申込者は、当社が本サービス契約顧客のために定める付随サービスの提供を受けることができます。ただし、当社は、当該サービスの内容を随時変更することができるものとします。また当社は、当社の判断で随時当該サービスの提供を停止することができるものとします。

第3章 遵守事項

（禁止事項）

第11条 申込者は、次に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1) 取扱店の如何を問わず、複数の本サービスを申込みこと。
- (2) 申込者と異なる名義で本サービスを申込みこと。
- (3) 法令及び公序良俗に反する目的をもって、本サービスを申込み又は利用すること。

第4章 終 了

（終了）

第12条 次に掲げる事項のいずれかに該当し、かつ、当該申込者との間で締結された投資一任契約が終了した場合には、当社は、当社が合理的と判断した時期をもって本サービスを終了することができるものとします。

- (1) 申込者が本サービスに関する投資一任契約の終了を申出た場合。
- (2) 申込者が本サービス申込時に提出した申込書その他の必要書類に虚偽の記載があることが当社において判明した場合。
- (3) 申込者がこの約款に違反した場合。
- (4) 申込者が第8条第2項に定めるダイワファンドラップオンラインWebサービスの終了の条件に該当した場合。
- (5) 申込者が第9条第2項に定める電子交付の終了の条件に該当した場合。
- (6) 申込者について支払いの停止又は仮差押、仮処分、差押、競売、破産手続きの開始もしくは民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算の申立があった場合。
- (7) 申込者が手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
- (8) 申込者が公租公課の滞納処分を受けた場合。
- (9) 申込者が反社会的勢力であると当社が判断した場合。
- (10) やむを得ない事由により当社が終了を申入れた場合。

2. 前項の場合において、当社は、申込者から別途の申込みを受けることなく、原則として本サービスで保有する有価証券のすべてを換金し、本サービスを終了するものとします。

(届出事項の変更等)

第13条 申込者は、当社への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく当社所定の手続きにより届け出なければならないものとします。

2. 当社は、前項に定める届出がなされる前に、申込者に届出事項の変更起因する損害が発生した場合には、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

第5章 雑 則

(免責)

第14条 当社の故意又は重大な過失により生じた損害を除き、当社がこの約款又は本契約書に反する行為を行った結果申込者に生じた損害について、当社は、当社が申込者から過去1年間に受領したダイワフエンドラップオンライン・フィーの額を限度として、責任を負うものとします。

2. 当社は、申込者がこの約款又は本契約書に反する行為を行った結果申込者に生じた損害について、その責を負わないものとします。

(通知の効力)

第15条 当社による申込者の届出住所にあてた、本サービスに関する諸通知が、転居、不在その他の当社の責によらない事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、当社は、当該諸通知を通常到着すべき時に到着したものとして取り扱うことができるものとします。

(準拠法・専属管轄)

第16条 この約款に関する準拠法は、日本法とします。この約款に関し、申込者と当社との間で生じるすべての訴訟については、当社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(他の規定、約款の適用)

第17条 この約款に定めのない事項については、第2条第1項に定める約款及び本契約書によるものとし、第2条第1項に定める約款及び本契約書が変更されたときは、その内容に応じて取り扱うものとします。

(約款の変更)

第18条 この約款は、法令の変更、日本証券業協会、金融商品取引所の諸規則及びガイドライン等の変更並びに監督官庁の指示その他の事由により当社が必要又は適切と認めるときは、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。

附則

この約款は、2025年6月30日より適用されます。